

首相改憲発言 各紙が批判

「ご都合主義だ」 「驚くべき傲慢」

しんぶん赤旗 2017年5月10日(水)

憲法9条に自衛隊を明記し2020年を改憲施行の年にするという安倍晋三首相の発言(3日)に対し、全国紙・地方紙がいっせいに批判の社説を掲げています。

「朝日」(9日付)は首相の改憲発言を「平和国家としての日本の形を変えかねない。容認できない」と批判しています。安倍政権が歴代政府の憲法解釈を閣議決定で覆し、集団的自衛権行使容認に踏み切ったことをあげ、「改めるべきは9条ではない。安倍政権による、この一方的な解釈変更の方である」と指摘。「(9条)1項、2項のもつ意味と、集団的自衛権の行使に踏み込む自衛隊とは整合しない」「新たな人権を加えるような『加憲』とは質が違う」と反論しています。

立場使い分け

「毎日」(9日付)は、8日の衆院予算委員会で改憲の真意をたじた野党議員に首相が答弁を拒否し「総裁としての考えは読売新聞を熟読していただきたい」と突き放したことについて、「一体、国会は何のためにあると安倍晋三首相は考えているのだろうか」と痛烈に批判。「『2020年に新憲法施行を』とまで明言したのは首相本人だ。ところが国会で質問されると、首相と総裁の立場を使い分け、『後は与野党で』とゲタを預けてしまう。これではあまりに無責任でご都合主義だ」と指摘しています。

「中日」「東京」(9日付)は「戦争放棄と戦力不保持の理念を空文化する改正なら、許してはならない」と強調。教育無償化を持ちだしていることについても、民主党政権の高校無償化に反対して所得制限を設けたのは安倍政権だとして「ご都合主義にもほどがある」と批判しました。

踏み込みすぎ

沖縄タイムス(9日付)は、首相の「読売新聞を熟読して」という答弁を「鼻であしらうような答弁である。驚くべき傲慢(ごうまん)な態度と言わなければならない」と指摘しています。改憲時期とオリンピックを関連付けたことにも「踏み込みすぎの越権行為というしかない」と批判し、「野党の存在を議会制民主主義が健全に機能するための重要な要素だと考える謙虚さが必要だ」と注文を付けています。

ほかにも「今後の選挙では改憲の是非が最重要の争点となる。野党側も明確な姿勢を示す必要がある」(宮崎日日新聞9日付)、「多くの人が安倍政権下の改憲に否定的なのは、平和主義を揺るがしかねない政府、与党の動きを懸念するからだろう」(神戸新聞9日付)と指摘しています。

憲法9条2項を空文化 “海外で無制限の武力行使

に”

「自衛隊明記」 首相の改憲表明追及 小池書記局長 憲法尊重擁護義務に違反

しんぶん赤旗 2017年5月10日(水)

日本共産党の小池晃書記局長は9日の参院予算委員会で、安倍晋三首相が憲法9条の改定で「自衛隊」を条文に明記し、2020年に施行すると表明したことを追及し、それが自衛隊の存在の「追認」にとどまらず、海外での無制限の武力行使を認めるものだと告発しました。

小池氏は、安倍政権が集団的自衛権行使容認の「閣議決定」と安保法制＝戦争法で従来の政府の憲法解釈に大穴を開けたと指摘。そのもとで、9条の1項（戦争、武力による威嚇、武力行使の放棄）と2項（戦力不保持）に加え、「3項に自衛隊の存在理由が書かれれば、3項に基づき海外での武力行使は文字通り無制限となり、2項は“空文化”するのではないか」とただしました。安倍首相は「どのような記述にするかは自民党で議論してほしい」と明言を避けました。

これに対し小池氏は、「自民党改憲草案」が掲げる9条2項の削除＝「国防軍」創設について追及。「国際社会の平和と安全を確保」などの国防軍の活動を自衛隊の活動として書き込めば、海外での武力行使も含め活動が無制限になると指摘しました。安倍首相は「草案は公式文書だ」と言明し、小池氏の指摘を否定しませんでした。

小池氏は「安保法制で集団的自衛権の行使まで認めた自衛隊を書き込めば、そうした自衛隊を憲法上も認めることになる」とし、自衛隊の海外での武力行使が無制限に可能となると告発。首相は「1項、2項を残すから今まで受けている憲法上の制約は受ける」と答弁し、現状と変わらないかのようなごまかしを述べました。

安倍首相は「読売」（3日付）インタビューで自衛隊を「合憲化」するために条文に明記すると答え、“違憲状態”を認めながら、小池氏の質問に「合憲だというのは確立した立場だ」と表明。自ら持ち出した改憲に理由がないことを露呈しました。

「9条3項に自衛隊を明記すれば、自衛隊と憲法の矛盾は拡大する」。小池氏は、戦力不保持を定めた9条2項がある限り、自衛隊とは相いれないという議論は消えないどころか矛盾が広がると指摘しました。

さらに小池氏は、自民党も憲法審査会で9条をテーマとして提示しておらず、「機は熟し



（写真）質問する小池晃書記局長＝9日、参院予算委

自民党「日本国憲法改正草案」から

第九条の二 第三項

- ①我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための活動
- ②国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動
- ③公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動

た」などと言える状況ではないと批判。首相は「3分の2を形成する状況がない中で（9条改憲を）提起してこなかった」と認める一方、「自民党総裁として（自衛隊の明記を）提起している。リーダーとして目標の年限を示すことが私の責任だ」と述べ、首相主導で改憲論議を推進する意向を示しました。

小池氏は、9条改定は「必要ない」という声が世論調査でも多数だと強調。安倍首相が具体的な改憲内容に立ち入り、「2020年」と期限まで区切って発言したのは憲法99条の憲法尊重擁護義務に反する違憲の発言だと批判しました。

論戦ハイライト

「自衛隊明記」で歯止めなき武力行使が可能に 安倍首相の2020年改憲発言を追及 参院予算委 小池書記局長

しんぶん赤旗 2017年5月10日(水)

9日の参院予算委員会で、日本共産党の小池晃書記局長は、安倍晋三首相が歴代首相で初めて2020年施行と期限を切って、憲法9条の改定を表明したことを取り上げ、安倍首相を追及しました。

存在「追認」にとどまらない

「国防軍」規定否定せず 戦争法の違憲状態も容認

小池氏は、安倍首相が憲法9条の1項、2項を残したまま「自衛隊の記述を書き加える」と表明していることに対し、「自衛隊の存在をただ追認するだけにとどまらない」と指摘しました。

自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」だとし、海外派兵、集団的自衛権の行使、武力行使を目的とする国連軍への参加は憲法違反だとした歴代政権。この立場に大きな穴を開けたのが集団的自衛権の行使を容認した閣議決定であり、安保法制＝戦争法でした。それでも、安倍首相は戦争法の審議のなかで「武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することは、これは政策判断ではなく憲法上許されない」と繰り返してきました。

小池 今回、総理は憲法9条に自衛隊をどう書くかは語っていない。しかし、どう書くにせよ、例えば3項に自衛隊の存在理由が書かれることになれば、海外での武力行使に対する制約がなくなってしまう。2項は空文化するのではないか。

首相 どこをどのような記述にするかということについては自民党のなかにおいて議論してもらいたい。

憲法に自衛隊を明記することによって海外での武力行使が無限定になるというのは、架空の議論ではありません。

小池氏は、実際、自民党改憲案が「国防軍」を創設し、(1)我が国の平和と独立並びに国



(写真) 安倍晋三首相（左）に質問する小池晃書記局長（右）＝9日、参院予算委

及び国民の安全を確保するための活動(2)国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動(3)公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動一—の三つの活動を行うと明記している事実を突きつけました。

小池 こういう内容が自衛隊の活動として憲法に明記されることになれば、海外における活動が何の制約もなくできるようになる。

首相 自民党の今までの改憲案では3分の2の改憲発議は難しいし、国民の過半数を取ることが難しい。

小池 自民党改憲案にある国防軍のような行動について書き込むのではないかという質問に対して否定しなかった。これでは、自衛隊の活動の拡大になることは間違いない。

安倍首相が憲法に自衛隊を明記しようとする狙いは何か。小池氏は、自衛隊が世界のどこでも米軍を支援し、海外での活動を大幅に拡大した戦争法の枠をさらに超えて、海外での集団的自衛権の行使を無制限に可能にすることだと指摘しました。

小池 安倍政権が従来の憲法解釈をくつがえして、集団的自衛権の行使まで認めてしまった。この自衛隊を憲法に書き込めば、こうした自衛隊を憲法上も認め、憲法違反を憲法で追認することになってしまう。

首相 そうはならない。集団的自衛権もフルに使えるということではなくて、3要件をつけ加えた。1項、2項を残すことで、いままで受けている憲法上の制約は受ける。

2項の制約が残るかのような安倍首相に対し、小池氏は再度批判。

小池 まさに総理がおっしゃった集団的自衛権なるものが違憲なのです。それを憲法に書き込むということは、憲法で集団的自衛権を容認するということになる。自衛隊の活動に一切の歯止めがきかなくなっていく。

憲法との矛盾は拡大

「合憲化」の理由説明できず

安倍首相は小池氏の質問にまともに答えず、日本共産党が自衛隊を違憲としているとたびたびいいました。小池氏は、それに反論するとともに、憲法と自衛隊との矛盾の解消の道筋を示しました。

小池氏は、自衛隊は憲法9条の条文と矛盾する存在だと指摘。そのうえで、自衛隊の即時解散は主張していないとし、国民の圧倒的多数の合意が成熟し、憲法9条の完全実施に向かうという共産党の将来展望を示しました。

他方で、小池氏は自衛隊を合憲化するという安倍首相の改憲理由をただしました。そのうえで共産党の自衛隊についての主張を改憲の理由にするなど主張。自衛隊を合憲化するという安倍首相の主張を追及しました。

小池 首相は自衛隊を合憲化すると言うが、合憲化するということは現状では違憲ということか。自衛隊が合憲というのは政府の不動の立場でしょう。疑いなく合憲であれば改憲の必要はないのではないか。

首相 合憲であるというのは確立された立場です。

安倍首相は、改憲の表向きの理由を自己否定したのです。

さらに、小池氏は、今の政治の焦点は、自衛隊が違憲かどうかではなく専守防衛の志を持った自衛隊員、あるいは災害救助・復旧のための自衛隊員を、海外で殺し殺される戦場に送っていかどうかだと指摘しました。

また、小池氏は、石破茂元防衛相がテレビ番組で安倍首相が示した交戦権を否定した9条1項、戦力不保持を規定した2項を残して新たに自衛隊を憲法に明記したとしても「(憲法と自衛隊の) 矛盾はそのまま続く」と発言したことをあげて、9条2項がある限り、2項と自衛隊は相いれないという議論は消えないと主張しました。

小池 憲法9条3項に自衛隊を明記すれば、自衛隊と憲法の矛盾はむしろ拡大すること

になる。憲法の中に矛盾が入ってくる。2項をそのままにして自衛隊を位置付けても自衛隊を違憲とする疑問は消えない。

安倍首相は自衛隊は合憲だと繰り返し、改憲の表向きの理由さえ明確に説明できませんでした。一方で、小池氏が、9条2項を変え、国防軍創設を目指す自民党の日本国憲法改憲草案の撤回を求めたのに対し、

安倍首相は一貫して拒否しました。

期限区切って国会介入
憲法違反そのもの

安倍首相は自身の改憲表明のなかで「日本で五輪が開催される2020年を、未来を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけ

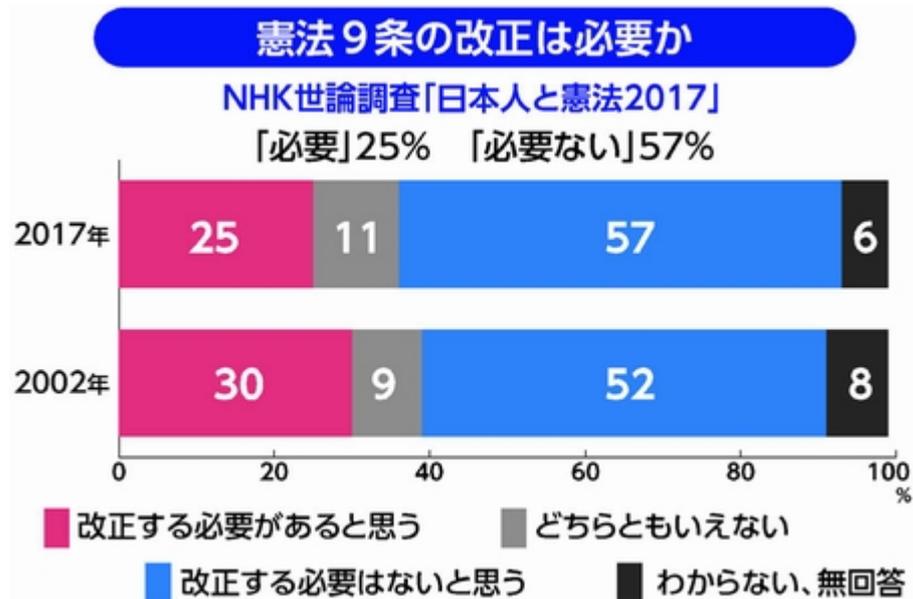
にすべき」と新憲法の20年施行を明言し、改憲期限を示しました。

しかし、予算委員会の質疑で、自民党は衆参両院の憲法審査会で9条をテーマにした議論を提案したことすらなく、全く議論が深まっている状況にはないことが明らかになりました。

小池 なぜ東京オリンピックの開催までに、憲法を改定する必要があるのか。

首相 憲法9条について、(発議に必要な)3分の2を形成する状況が生まれていないなかで自民党は提起してこなかった。ある種の目標の年限を示すことが私の責任ある態度だ。

小池 オリンピックの政治利用だ。しかも国会に対してこれほどの介入はない。改憲の発言を総理大臣が期限まで区切ってやる。憲法9条の改定が「必要だ」とする国民はわずか25%だ。総理大臣が期限を区切って改憲を述べるというのは憲法違反以外のなにものでもない。



国の政治に優先的に取り組んでほしいこと

NHK世論調査「日本人と憲法2017」



「共謀罪」阻止 連日行動 スタート

国会周辺

しんぶん赤旗 2017年5月10日(水)

監視社会が拡大し、民主主義を破壊する「共謀罪」法案を阻止しようと9日から、国会周辺で同法案に反対する連日行動がスタートしました。「共謀罪NO！実行委員会」と「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が共催。今後、ほかの団体とも連帯していく予定です。

初日の正午、衆院第2議員会館前に市民が集まり、「共謀罪は憲法違反」「戦争法と一体の共謀罪は絶対廃案」「安倍政権は憲法守れ！」と国会に向かって力強くコールしました。

代表して「共謀罪NO！実行委」の海渡雄一弁護士が「秘密保護法、戦争法、盗聴の拡大。すべてが憲法改定、戦争を行うことに向けられ、共謀



(写真)「共謀罪」法案の廃案をと国会前行動する人たち
= 9日、衆院第2議員会館前

罪は戦争準備の総仕上げとして持ち出されてきている。安倍政権のたくらみを断念させる

まで皆さんとたたかい続ける」とあいさつしました。

社民党の又市征治幹事長、民進党の逢坂誠二衆院議員、日本共産党の山添拓参院議員があいさつ。山添氏は「総理は共謀罪も憲法改定もみんなオリンピックでけむに巻こうとしている。平和の祭典のこんな政治利用は許されない。必ず葬り去る」と述べました。

当事者からの発言では、布川事件・えん罪被害者の桜井昌司さんが「警察は交通違反者の逮捕を競っている。共謀罪も競ってやることになる」と語気を強めました。